次期

次期新潟県スポーツ推進プランの骨子粗案

資料２

下線部：新たに追加した要素
【新】：主要施策に新たに項目追加したもの 又は 内容に新たに項目追加したもの　（現プランにおいて内容の記載はあるものの、主要施策項目ではないもの等を含む）

施策の柱		主要施策		主な内容 （現時点の想定を簡略化して記載したものであり、今後の追加・加除等の変更予定あり）	現プラン対応	条例対応
Ⅰ	多様な主体におけるスポーツ機会の創出	1 こどものスポーツへの意欲向上や習慣化等に取り組みます。	①	幼児・児童の遊びやレクリエーション	Ⅲ-3①	第11条
			②	【新】親子で体験できるスポーツ機会の提供	―	第11条
			③	【新】多様なスポーツ体験の提供	―	第11条
			④	【新】学校の体育・保健体育授業の充実	―	第11条
			⑤	総合型クラブ等と学校の連携	Ⅰ-2③	第17条
				（柱Ⅰ主要施策１全般）	（Ⅲ-3②）	
		2 スポーツに親しみのない人々のスポーツ参加を促します。	①	スポーツの価値・意義の啓発	Ⅱ-3①	第８条
			②	企業の健康づくり・スポーツ活動の促進	Ⅱ-3②	第８条
			③	ウォーキング等、日常的に楽しく体を動かすことができる親しみやすい運動の普及	Ⅱ-3⑤	第８条
			④	【新】スポーツと他分野の連携による無関心層の運動促進	―	第８条
		3 スポーツ愛好者がスポーツを楽しむ機会を拡充します。	①	県民に対するスポーツ情報の提供	Ⅱ-2①	第８条
			②	楽しむことや交流を目的とする、誰もが参加できるスポーツプログラムや大会の開催	Ⅱ-2②	第８条
			③	【新】アーバンスポーツ等の新たなスポーツの体験機会の提供	―	第８条
			④	大規模スポーツイベントやプロスポーツなどの「みるスポーツ」の機会の充実	Ⅱ-2④	第16条
		4 スポーツを楽しみながら健康づくりに取り組むことができる環境をつくります。	①	健康づくりや介護予防に効果的なプログラムの提供	Ⅲ-2①	第９条
			②	健康づくりの指導者育成	Ⅲ-2②	第９条
		5 年齢・性別・障害や体力・技術の有無にかかわらず、スポーツに親しむことができるインクルーシブなスポーツ環境をつくります。	①	地域における、こどもから高齢者までのスポーツ機会の提供	Ⅱ-3④	第８条
			②	総合型クラブを拠点とする世代間の交流機会の提供	Ⅲ-1①	第８条
			③	高齢者のスポーツ・運動機会の提供と世代間交流の機会提供	Ⅲ-4①	第８条
			④	障害者スポーツ教室等の実施	Ⅲ-6①	第12条
			⑤	受入側となるスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等に対する研修の充実	Ⅲ-6②	第12条
			⑥	誰もが、いつでも交流しながら楽しめるレクリエーションスポーツやインクルーシブスポーツの普及	Ⅲ-5①	第８条、第12条
Ⅱ	世界や全国で活躍するトップアスリートの育成	1 アスリートの競技力向上と本県への定着を図ります。	①	ジュニア期から継続した指導体制の充実、強化支援（パラアスリート支援含む）	Ⅱ-1①、Ⅱ-1⑤	第13条
			②	優秀指導者の確保	Ⅱ-1①	第13条
			③	アスリート・指導者の県内定着に向けた雇用の促進	Ⅱ-1③	第13条
			④	【新】スポーツ顕彰制度の充実	―	第13条
		2 【新】スポーツ医科学サポート体制の充実を図ります。	①	健康づくり・スポーツ医科学センターの設置・運営	Ⅱ-1④	第10条、第13条
			②	【新】県内関係機関との連携体制構築	―	第10条、第13条
			③	【新】ハイパフォーマンスセンターとの連携強化	―	第10条、第13条
		3 【新】競技人口の裾野の拡大とジュニア選手の発掘・育成・強化に取り組みます。	①	【新】競技体験機会の提供と適性のある種目での育成	―	第13条
			②	ジュニアの競技スポーツクラブの充実	Ⅱ-1②	第13条
			③	トップアスリートによる指導	Ⅱ-1②	第13条
		4 【新】スポーツ・インテグリティの確保に取り組みます。	①	スポーツ団体のガバナンスを強化	Ⅱ-1⑥	第10条
			②	アスリートへの暴力等不適切な行為やドーピングの防止	Ⅱ-1⑦	第10条
Ⅲ	地域のスポーツ実施体制の整備・充実	1 地域の人や組織の連携・協働体制を構築します。	①	スポーツの価値の啓発、イベント情報の発信	Ⅰ-1①	前文
			②	スポーツ団体と他分野が協働し地域課題解決に対応する基盤づくり	Ⅰ-2①	第17条
			③	企業のスポーツ推進活動への参画促進	Ⅰ-2②	第17条
		2 地域スポーツの推進拠点、地域連携の結節点となる総合型地域スポーツクラブを育成します。	①	広域スポーツセンターによる総合型クラブ設立・運営やネットワーク形成支援	Ⅰ-3①	第17条
			②	総合型クラブの認知度向上（登録・認証制度）	Ⅰ-3②	第17条
			③	総合型クラブの人材育成	Ⅰ-3③	第17条
		3 【新】スポーツ環境の基盤となる場の充実を図ります。	①	県立社会体育施設をはじめとしたスポーツ施設の整備・利活用	Ⅱ-2③	第10条、第14条
			②	学校体育施設の利活用促進	Ⅱ-2③	第14条
		4 【新】中学校部活動の地域移行を契機とした、地域の実情に応じた地域クラブの整備を促進し、新たなスポーツ環境の構築につなげます。	①	【新】関係者の連携強化、市町村の主体的な取組の促進	―	第11条
			②	【新】生徒のニーズや地域の実情に応じた地域スポーツクラブの構築	―	第11条
		5 【新】デジタル技術を活用して健康・運動活動を促進する仕組みを構築します。	①	【新】県の健康・ウォーキングアプリの運用	―	第８条
Ⅳ	スポーツを資源とした地域活性化・交流拡大	1 大規模スポーツイベントの誘致・開催や地域密着型プロスポーツの振興により、地域活性化等を図ります。	①	大規模スポーツイベントの誘致・開催	Ⅳ-2①	第16条
			②	地域密着型プロスポーツの振興	Ⅳ-2②	第16条
			③	地域密着型プロスポーツと連携したスポーツ教室、競技会等	Ⅳ-2③	第16条
		2 地域自らが地域資源を活用して交流拡大を図るスポーツツーリズム等の取組や、まちづくりの取組を促進する。	①	スポーツ合宿の聖地づくりなど地域の取組の促進	Ⅳ-1①	第16条
			②	スポーツを資源とした交流拡大の取組（スキー、サイクル等）	Ⅳ-1①	第15条
			③	【新】地域の特色あるスポーツを活用した社会課題への対応等（共生社会、ごみ拾いウォーク等）	―	第16条